構内交換設備

第1章　一般仕様

1. 概要　本仕様書は設備する40/60回線クロスバ式自動電話交換設備工事の仕様について規定するものである。

2. 設備範囲　本仕様書に関する設備の範囲は下記の通りとする。

機器仕様		工事仕様	
1. 自動交換機関係	1式	1. 機器据付調整工事	1式
2. 中継台関係	1 〃	2. 構内配線工事	1 〃
3 電話機関係	1 〃		
4 電源装置関係	1 〃		
5 本配線盤関係	1 〃	6. 局線着信表示盤	1式

3. 関連法規　本設備の仕様はすべて日本電信電話公社の定める技術基準並びに関連する諸法令を規定するものであること。

4. 申請手続　本設備に必要な日本電信電話公社への申請手続はすべて請負者が代行すること。

5. 検収　本設備の据付調整完了後日本電信電話公社並びに当方係員の検査合格をもって検収とする。

6. 保証　検収後1ヶ年以内に明らかに設計製作並びに工事上の不良によると認められたる障害が発生した場合は請負者はすみやかに改修又は取替を無償で行うものとする。

第2章　機器仕様

1. 自動交換機関係

(1) 交換方式　共通制御方式

(2) 中継方式　無紐分散併用方式とする。

(3) 構造　交換機本体は体裁優美な壁面設置可能な片面ゲート構造とする。

(4) 回線数

種別	回線数		備考
	容量	実装	
局線総数	10	6	発着両用
内線総数	60	40	

(5) 番号計画

種別	ダイヤル番号	備考
内線番号	"××"	2数字
局線発信	"0"	1数字
局線応答	"8"	〃
中継台呼出	"9"	〃

(6) トラヒック条件　内線1回線当りの発着信呼量は標準5.4 HCS以上であること。

(7) 電源電圧　直流48V±5V

(8) 線路条件　直列抵抗　甲クラス　300Ω以下　乙クラス　400Ω以下
（いずれも電話機抵抗を含む）

(9) ダイヤル条件　ダイヤル速度　10±2（または20±2）インパルス/秒
ダイヤルメーク率　33±3%

(10) 機能

a. 市外発信制御
特甲クラス以外の内線加入者からのダイヤル市外発信を規制できること。

b. ハウラ音自動送出
受話機外しやダイヤル途中放棄の状態にある内線に対して一定時間後にハウラ音を送出できること。

C. コールバックトランスファ
着信した局線を一時保留状態にしたまゝで他の内線と相互通話(打合せ通話)をしその保留中の局線と再通話できること。
又着信した局線を他の内線へ転送できること。

d. 内線サービスクラス1回線単位
内線加入者の局線に対するサービスクラスは1回線単位で下記の付与が任意にできること。

クラス＼種別	内線相互	局線着信	市内発信	市外発信
特甲	○	○	○	○
甲	○	○	○	×
準甲	○	○	×	×
乙	○	×	×	×

○は接続可能
×は接続不可能

e リセットコール
内線相互通話のとき呼出したい相手内線が話中の場合末尾1数字のみダイヤルし直せば隣接の内線を呼出せること。

f 着信音識別
着信のときその着信が局線からのものか内線からのものかを電話機ベルの鳴動を変えて識別できること。

g. 表示盤自動開放
局線着信のとき局線側で呼出しを途中放棄した場合は局線表示盤の着信表示は自動的に停止して開放されること。

2. 中継台関係

(1) 形式　卓上形無紐中継台　1台

(2) 機能

局線着信	トランクランプ点滅
扱者応答	キー応答方式
局線発信	キー押ダイヤル発信
内線呼出	押釦呼出又はダイヤル呼出
内線話中	リセットコールによる再呼出
終話	フックレリーズ式
聴話	話中聴話可能
加入者話中の割込	割込電鍵にて可能

(3) 回線構成

名称	数量	備考
扱者電話回路	1	
扱者呼出回路	1	
呼出選択ボタン回路	1	
ダイヤル回路	1	
割込電鍵回路	1	
[illegible]回路	1	
乙可[illegible]回路	1	発信のみ
局線回路	10	

3. 電話機関係

下記を設備すること

(1) 650形電話機（色物）　30台

(2) 受付電話機　2台

4. 電源装置関係

交流入力が単相100V 60HZで動作するシリコン整流器と可搬形蓄電池より構成された総合電源装置であること。

(1) 直流48V 10A シリコン整流器　1台

(2) 直流48V 72AH 可搬形蓄電池　1台

5. 本配線盤関係

電々公社仕様P-2型本配線盤を使用するものとし交換機容量を充分考慮した試験弾器及び端子盤等を実装し内外の分割試験ができるものであること。

6. 局線着信表示盤

(1) 10回線用　1台

第3章　工事仕様

1. 機器据付調整工事

各機器の据付調整工事は日本電信電話公社が定める技術基準並びに関連法規に準拠し当方係員との緊密なる連絡のもとに施行すること。
又据付完了後は機器が万全な状態で稼動するよう綿密なる調整を行い日本電信電話公社の検査に立ち合うこと。

2. 構内配線工事

構内配線工事は日本電信電話公社が定める技術基準並びに関連法規に準拠し整然と配線すること。又電話機は当方が指示する所定の場所に取付けること。

~~変更内容~~
~~中継台の移動、及びケーブルラック位置の移動~~
~~中継台下にP.Box 200□×100 増設　ケーブルラック～P.Box間にE(31)×3 増設~~

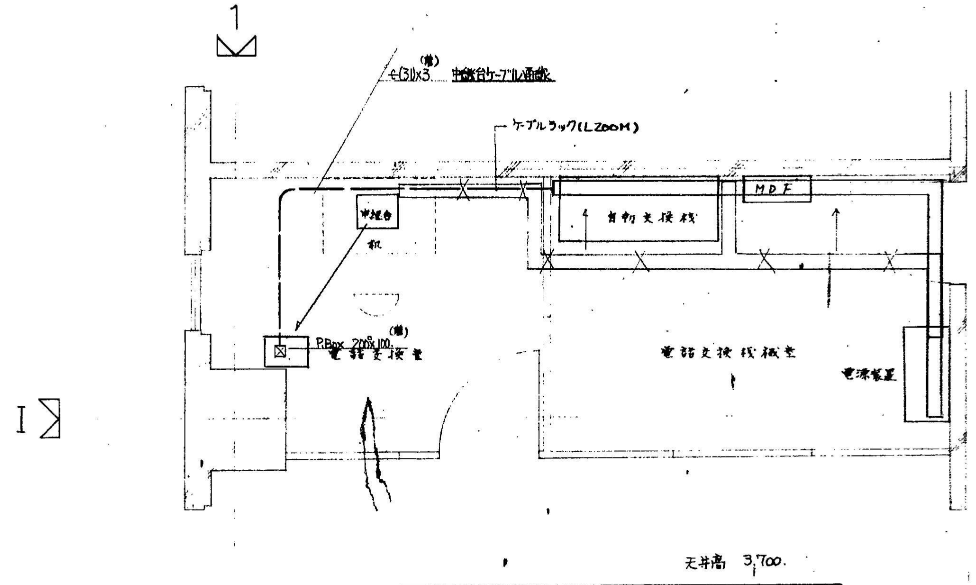

電話交換機室機器配置図 S=1/30

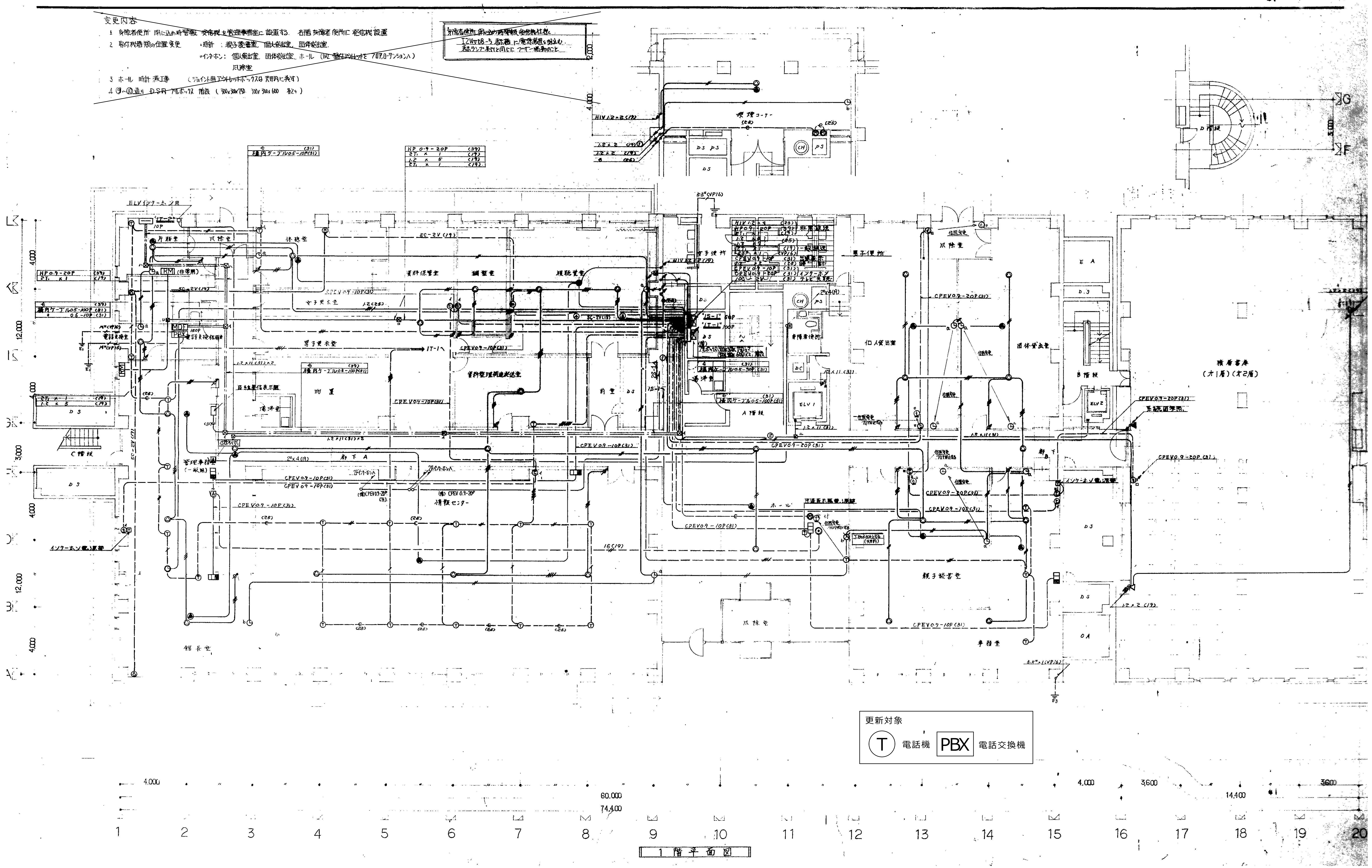

更新対象

(T) 電話機　PBX 電話交換機